

第一号議案

乙月自治会会則

第一章 総則

(名称及び場所)

- 第1条 1、本自治会は、乙月自治会（以下本会という）と称する。
2、本会の事務所は、会長の指定する場所に置く。

(会員)

- 第2条 1、本会の会員は、ちはら台東4丁目、9丁目の居住者で構成する。ただし、地域内に居住していない事業者は、賛助会員として決議権を有しない。
2、本会への加入脱退は、原則として世帯を単位とし、所定の用紙により会長に届け出る。

(目的)

- 第3条 本会は、会員全体の共同の利益、相互の親睦及び文化的向上を図り、より良い生活環境を作り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
- 1、会員相互の親睦、交流に関すること。
 - 2、生活環境の改善に関すること。
 - 3、文化、体育の向上に関すること。
 - 4、防災、防犯、安全に関すること。
 - 5、学校教育、社会教育に関する協力。
 - 6、共通の目的を持つ他団体（町内・自治会、管理組合など）との協力連携に関すること。
 - 7、公共的連絡事項など会員の利益や福祉に関する情報の伝達。
 - 8、行政からの補助金などの受領及び協力に関すること。
 - 9、その他本会の目的達成に関すること。

(活動の原則)

- 第5条 本会は、自主的且つ民主的団体として、次の原則に基づき活動する。
- 1、個人の生活を尊重し、これを犯さない。また相互の立場を理解し、その意見を尊重する。
 - 2、特定の政治・宗教団体等の利用の場としない。
 - 3、如何なる場合も、性別・思想・信仰・社会的身分により差別しない。

(会議)

第二章 会議

(会議の種類と議決)

- 第6条 本会は次の会議を開催する。
- 1、総会
 - 2、理事会（役員会）
 - 3、班長会
 - 4、班長・運営委員合同会

(総会)

- 第7条 総会は本会の最高の議決機関であり、年一回、原則として4月に開催する。
臨時総会は、次のいずれかの場合に開催する。
- 1、会員の三分の一以上が署名して要求したとき。
 - 2、会長又は監査が必要と認めるとき。

(会議の成立)

- 第8条 1、総会は、会員の三分の二（委任状を含む）以上の出席を以って成立する。
2、その他の会議は、その構成委員の二分の一（委任状を含む）以上の出席を以って成立する。

(議長の選出)

- 第9条 1、総会の議長は、総会において選出する。
2、その他の会議にあっては、会長が勤める。

(会議の議決)

第10条 全ての会議の議決はその構成員の過半数を持って決し、賛否同数の時は、総会にあっては議長が、その他の会議にあっては会長が決める。

(付議事項)

第11条 総会の付議事項は、次の通りとする。

- 1、会則の制定及び改廃
- 2、役員、監査役の選任又は解任
- 3、活動報告、決算及び監査報告
- 4、活動計画及び予算の承認
- 5、その他自治会運営上重要な事項

第12条 理事会(役員会)は、会長、副会長、理事により構成され、総会において決議された事業計画を執行するものとする。

第13条 班長会は、理事会(役員会)及び班長で構成され、会長より指示された事項について検討を行うと共に、理事会(役員会)の業務の執行を補佐する。

第14条

- 1、班長・運営委員合同会は、総会に次ぐ議決機関とし、必要に応じて開催する。
- 2、班長・運営委員合同会は、主たる年間行事の執行に当る。

第三章 組織

(役員)

第15条 本会には、次の役員を置く。

- 1、会長 一名
- 2、副会長 二名
- 3、理事 六名以内
- 4、会計 一名
- 5、会計監査 一名

第16条 役員は、会員の総意を尊重の上、次の任務を行う。

第17条 役員を選出は、次による。

- 1、会長及び理事、会計、会計監査については総会で選出する。
- 2、役員候補者がいないときには、新・旧班長により、構成される役員候補選出委員会で候補者を推薦する。
- 3、副会長は理事会の承認を得て会長が指名する。

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年間とする。但し、重任を妨げないが、連続2期までとする

(会計監査)

第19条 本会の会計を監査するため、監査役1名を置く。任期は役員に準ずる。

- 2、監査役は、会計を監査し、その結果を総会で報告しなければならない。
- 3、監査役は、会議に出席して意見を述べる事が出来る。

(班の編成並びに班長・運営委員の選出と業務)

第20条 本会の業務は集合した地域による班制によって運営する。

- 1、班長及び運営委員は、毎年輪番制とし、各班から夫々1名選出し、会長に届け出るものとする。
- 2、任期は総会から翌年の総会までとする。
- 3、班長の業務
 - 会議や行事への出席
 - 会員の加入・脱会の手続き
 - 会費の徴収と納付
 - 班の運営に関する日常の業務 * 回覧板の運営 * 配布物の配布 * ゴミ処理の適切な運営など
 - その他班の運営に関する事項
- 4、運営委員の業務
 - 会議や行事への出席
 - 行事の役員

● その他各種行事に関する事項

(役員の報酬)

第 2 1 条 役員等に対して、次の通り報酬を支払う。

会長	月額 5,000 円	副会長	月額 2,000 円	理事	月額 2,000 円
会計	月額 2,000 円	監査役	月額 1,000 円		

第四章 会計

第 2 2 条 本会の会計は、会費・補助金・寄付金及びその他の収入で賄う。

但し、寄付金及びその他の収入は、理事会の承認を必要とする。

(会費と経費)

- 1、会費は、普通・賛助会員共、月額 400 円とする。毎年 4 月に上期分、10 月に下期分を夫々 6 ヶ月分をまとめて徴収する。加入・脱会については事実の発生した月の翌月より、月単位で徴収・精算する。
- 2、経費については会長が理事会の承認を経て支出する。
- 3、役員の自治会活動に伴う交通費についてはバス・電車の運賃実費を支払う。自家用車の利用はバス・電車運賃に換算して支払う。但し、役員の地域内(ちはら台・おゆみ野) 活動の交通費は役員手当の中に含め、別途支給しない。

(慶弔費関係) 会員世帯の中に不幸があった場合、香典代として世帯主 5,000 円、その他世帯員 3,000 円を支払う。

(帳簿)

第 2 3 条 本会の収入・支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。会員が帳簿の閲覧を求めたときには、閲覧に応じなければならない。

(会計年度)

第 2 4 条 会計年度は毎年 4 月 1 日より、翌年の 3 月 3 1 日までとする。

(細則)

第 2 5 条 役員会は、この会則を実施するに当って必要がある場合には、細則を定める事が出来る。役員会は、細則を制定した時には、次の総会に報告し、承認を得なければならない。